

地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会 開催要綱

1 目的

本検討会は、「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」において「地方公共団体共通の提案受付窓口や地方公共団体が共同して非識別加工情報の作成を委託等できる仕組み」について、引き続き検討する必要があるとされたこと、また、「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）において、非識別加工情報の加工やその活用について、立法措置による解決の可能性を含めた検討を行うこととされたこと等を踏まえ、地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方について検討を行うために開催する。

2 名称

本検討会は「地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会」と称する。

3 検討内容

- ・非識別加工情報の提供に係るルールの在り方について
- ・複数の地方公共団体が保有する個人情報等の共同加工等の仕組みについて
- ・データの円滑な流通や効率的な活用を図るためのデータ形式等について
- ・その他、地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関し検討を要する事項

4 検討会の構成及び運営

- (1) 本検討会の構成員及びオブザーバーは、別添のとおりとする。
- (2) 本検討会に座長を1人置く。座長は構成員から選ぶものとする。
- (3) 座長は、本検討会を招集し、主宰する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、座長代理を指名することができる。
- (5) 座長代理は、座長不在のときは座長に代わって本検討会を招集し、主宰する。
- (6) 座長は、必要に応じて構成員及びオブザーバー以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (7) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 ワーキンググループ

- (1) 座長は、必要があると認めるときは、本検討会の下でワーキンググループを開催することができる。
- (2) ワーキンググループの構成員は、ワーキンググループにおける調査・検討事項に関し優れた識見を有する者のうちから座長が指名する者とする。
- (3) ワーキンググループに主査を1人置く。主査は本検討会の構成員の中から座長が指名する。
- (4) ワーキンググループの行う調査・検討の内容については、適宜、本検討会に対し報告を行い、必要な指示を受けるものとする。

6 任期

本検討会及びワーキンググループの構成員の任期は、就任を承諾した日から平成30年3月31日までとする。ただし、延長を妨げない。

7 議事等の公開

本検討会の会議は非公開とするが、会議終了後に配付資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、これを公表することとする。ただし、配付資料については、座長が必要と認める時は非公開とすることができる。

8 事務局

本検討会の庶務は、総務省自治行政局地域情報政策室において行うものとする。